

# 仙北市いじめ防止等のための基本方針

平成26年 2月25日  
仙北市教育委員会

## ○ 基本方針策定の趣旨

秋田県では、昭和61年度から「心の教育」に取り組んでおり、さらに平成5年度からは、その充実・発展を目指して「ふるさと教育」を学校教育共通実践課題として推進してきた。平成23年度に策定された「あきたの教育振興に関する基本計画」においては、目指す教育の姿を「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」とし、県民総がかりで計画を推進中である。

仙北市としても、学校教育の重点における目指す子ども像を「ふるさとを愛し、豊かな心と健やかな体を持ち、確かな学力を身に付けた仙北の子ども」とし、キャリア教育の視点を生かしたふるさと学習の推進を通して、徳・体・知のバランスがとれた児童生徒を育むことを目指している。

そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、本県及び本市教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の施行に伴う秋田県教育委員会の基本方針を受け、仙北市教育委員会では、本市の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは絶対に許されない有ってはならない行為であることを、児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも、いつでも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為であり、いじめ問題の解決は学校を含めた社会全体の永久の課題である」という強い意識をもち、児童生徒との望ましい信頼関係を基盤として、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

### (2) いじめの防止

全ての児童生徒をいじめという卑劣な行為に向かわせないためには、共感的人間関係を構築できる社会性を育むことを目指した、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となった、継続的な取組の推進が必要である。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない有ってはならない行為である」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童生徒がいじめを生まないために主体的かつ自発的な活動をするなど、学校や地域社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

なお、全ての児童生徒にとって、安らぎや自己存在感や精神的な充実感を感じられる心の居場所が、学校、家庭及び地域となるような配慮が関係する大人一人一人に求められる。

また、そのような安心して生活できる環境の中で、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を繰り返すことによって、相互のつながりや絆を強めていくという認識も大人は共有しなければならない。

### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いをもって対応することや、いじめを受けた児童生徒はもちろん周囲の児童生徒からも相談を受けられるような信頼関係を構築しておくことが、学校及び家庭には求められ、いじめの早期発見につながる。

また、定期的な実態調査や教育相談の実施、電話窓口等の相談機関を児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒等がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるものとする。

### (4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒の安全を最大限に確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、いじめを受けた児童生徒はもちろん周囲の児童生徒の心のケア等の支援が必要である。また、双方の保護者に対しても、誠実かつ組織的な対応に努めなければならない。

事実関係に基づいた実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめ問題に対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を深めるためにも定期的に確認することが必要である。

### (5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部等の活動の充実により、児童生徒たちが地域の大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を進めるため、各地域生徒指導推進協議会等の組織が開催する情報交換会や連絡会議に積極的に参加するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るほか、「24時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権110番」等、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

## 2 いじめ防止等のための取組

### (1) 仙北市教育委員会における取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、全教育活動を通じた道徳教育や、好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進することができるよう、事業等の充実を図る。
- ② 秋田県教育委員会の「学校教育の指針」のいじめ問題への対応に係る内容を各学校に周知するとともに、「仙北市の学校教育の重点」にいじめ問題への対応について示すなど、市内全ての学校において、いじめ防止等に向けた取組が推進されるよう配慮する。
- ③ 生徒指導主事部会の一層の充実により、学校間・校種間、学校と関係機関との連携強化を図る。
- ④ 全学校のリーダーによる「子どもサミット～S e m b o k u C i t y ジュニア未来会議～」等を通して、児童生徒が主体的・自発的に行ういじめ防止に資する活動を支援するとともに、児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめの早期発見及び実態把握のための定期的な調査等を実施する。各学校の現況を月毎に集約し、月例の教育委員会に報告する。
- ⑥ 児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するために必要な措置を講ずる。
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等のいじめ防止に向けた、児童生徒及び保護者対象の啓発活動を支援する。
- ⑧ いじめ問題に係る課題解決に資するため、専門的知識を有する外部人材を委員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- ⑨ 「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下、いじめ防止等の対策を実効的に行うために、その必要が認められる場合に、仙北市教育委員会に専門的知識を有する外部人材等から成る附属機関を設ける。
- ⑩ 法第23条2項の規定による報告を受けた場合に、必要に応じて学校に対しての支援若しくは必要な措置についての指示又は調査を行う。
- ⑪ 各学校で行われる学校評価や教員評価における、いじめ防止等に関する取組の評価が、認知件数の有無や多寡についてのみにはとらるのではなく、日頃からの組織的な取組や発生した問題への対応の適切さなどが適正に評価されるよう必要な措置を講ずる。
- ⑫ 先のいじめ防止等に向けた取組を推進するために必要となる、財政上の措置及びその他の措置を講ずる。

## (2) 学校における取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や、好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- ② 児童生徒が主体的・自発的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも、いつでも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。
- ③ 学校は国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」及び「仙北市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、各校の実情に応じて、いじめの防止等のための学校の基本的な方針を定める。
- ④ 学校において定めた基本的な方針については、各学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- ⑤ 法第22条の規定に基づき、学校はいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等から成る校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。
- ⑥ いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑧ いじめについて通報を受けたり、事実が確認されたりした場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容を仙北市教育委員会に報告する。
- ⑨ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒や通報した周囲の児童生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑩ 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的知識を有する外部人材の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。また、いじめを受けた側と行った側との間に争いなどが生じることがないように、協力を依頼した外部人材との間で、当該事案に関する情報共有を適切に図る。
- ⑪ いじめの内容が犯罪として取り扱われるべき行為であると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。また、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる危険性や、事実が認められた場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

- ⑫ 発達障害等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会と協同するとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童生徒の特性に配慮して対応する。

### 3 重大事態等への対処

#### (1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害があった場合などが想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに仙北市教育委員会を通じて仙北市長へ事態発生について報告する。

#### (2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体になることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、学校の設置者が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係又は利害関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性・中立性を確保した上で効果的に実施されるよう留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものでもあることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理については万全を期する。

#### (3) 調査結果の取扱い

調査結果については、仙北市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、仙北市教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」、「仙北市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。